

昭和女子大学専門職大学院学則（案）

第1章 総則

第1条 昭和女子大学大学院学則第3条第4項の規定に基づき、昭和女子大学専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）について、必要な事項を定める。

第2条 本専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条 本専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

第4条 本専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

第5条 専門職学位課程の標準修業年限は1年とし、その最長在学年限を4年とする。

第6条 本専門職大学院に専門職学位課程として次の研究科・専攻を置く。

福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻

第7条 本専門職大学院の研究科・専攻の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
福祉社会・経営研究科	福祉共創マネジメント専攻	50名	50名

第2章 教育方法及び授業科目の履修方法

第8条 本専門職大学院の教育は、建学の精神に則り、授業科目の講義、演習等及び課題研究又は学位論文（以下「課題研究等」という。）作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本専門職大学院は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 授業科目及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

第10条 課題研究等に関する研究指導は、研究科教授会において研究科長が定め、学長が決定する。

第11条 授業科目の単位の計算方法は、昭和女子大学学則を準用する。

第12条 学生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するように指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

第13条 本専門職大学院において教育上有益と認めるときは他の大学院の授業科目を、

- 1 5 単位を超えない範囲で、本専門職大学院において修得したものとみなすことができる。
 - 2 前項の規定は、外国の大学院等に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合、大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設で文部科学大臣が別に指定する当該教育課程における授業を我が国において履修する場合について同様とする。
 - 3 本専門職大学院において教育上有益と認めるときは、本専門職大学院に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本専門職大学院に入学した後 1 5 単位を超えない範囲で、本専門職大学院において修得したものとみなすことができる。
 - 4 本条第 1 項から第 3 項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 2 0 単位を超えないものとする。
- 第 1 4 条** 本専門職大学院において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院及び当該大学院付置研究所とあらかじめ協議のうえ、当該研究所、当該大学院において必要な研究指導を受けることができる。
- 第 1 5 条** 本専門職大学院は、教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第 1 6 条** 本専門職大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 3 章 課程修了の認定及び学位

- 第 1 7 条** 履修授業科目の単位は、期末レポート及び課題等の合格者に与える。
- 第 1 8 条** 成績は秀、優、良、可、不可、認定、不認定に分け、秀、優、良、可、認定を合格とする。
- 第 1 9 条** 専門職学位課程の修了要件は、1 年以上在学し、本学則に定める授業科目について、3 0 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、課題研究等の審査及び最終試験に合格することとする。
- 第 2 0 条** 課題研究等の審査及び最終試験は、研究科長の定める審査委員がこれを行う。
- 2 前項の審査は、指導教員のほか、当該専攻の授業科目を担当する専任教員 1 名以上を加える。
 - 3 審査委員は、課題研究等の審査及び最終試験実施のうえ、その評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科教授会に提出しなければならない。

4 研究科教授会は、各審査委員から提出された審査報告書に基づいて協議のうえ、審査の結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、研究科教授会から提出された課題研究等の審査及び最終試験の結果に基づいて、合格、不合格を決定する。

第21条 本専門職大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	授与学位
福祉社会・経営研究科	福祉共創マネジメント専攻	福祉共創マネジメント修士 (専門職)

2 本専門職大学院において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

3 学位授与に必要な事項は、昭和女子大学学位規則に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第22条 本専門職大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 学年を分けて次の2学期とし、各学期の授業期間は原則として15週にわたるものとする。

前期 / 4月1日から9月30日まで

後期 / 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は各学期の授業期間を変更することができる。

第24条 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月2日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月8日まで

(6) 春季休業日 3月11日から3月31日まで

第5章 入学、休学、退学及びその他

第25条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第26条 本専門職大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第155条第1項により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの

(3) 大学に3年以上在学した者であって、本専門職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(4) 学校教育法施行規則第160条により大学に3年以上在学した者に準ずる者であって、本専門職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第27条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添えて申し込むものとする。

(1) 本専門職大学院所定の入学願書

(2) 出身大学長の発行する成績証明書及び卒業証明書(又は卒業見込み証明書)

(3) 最近3か月以内の写真

第28条 本専門職大学院の実施する入学選抜考査に合格し、別表(2)に定める、入学金を含めた所定の納入金を納めた者について、学長は入学を許可する。

2 前項の入学選抜考査の時期及び方法は、その都度定める。

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の手続きを行わなければならない。

2 所定の期日までに手続きを行わないときは、入学許可を取り消す。

第30条 保証人に関する事項は、昭和女子大学学則を準用する。

第31条 外国人の入学に関する事項は、別にこれを定める。

第32条 本専門職大学院の開設する1授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者を科目等履修生とする。

2 科目等履修生として聴講を志望できる者は、第26条に規定する入学資格を有する者とする。

3 科目等履修生の許可は学長が決定する。

4 科目等履修生の聴講料は、昭和女子大学学則を準用する。

5 科目等履修生に対しては、本条に規定するもののほか本学則の各条を準用する。ただし、第5条、第19条から第21条までの規定は、準用しない。

第33条 疾病その他、やむを得ない理由で学業を続けることができないときは、その理由を詳記し願い出て、休学することができる。

2 休学の期間は、1か年以内とする。特にやむを得ない事情のある者には、休学の継続を許可することがある。ただし、その期間は3か年以内とする。

3 休学の理由が止んだ時は、復学願を提出しなければならない。

4 休学者は、学期の始めに復学することができる。

5 休学の期間は、在学年数に通算しない。

6 疾病その他の理由により修学することが適当でない認めるときは、学長が休学を命ずる。

第34条 退学したい者は、その事由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

第35条 正当の理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者が再入学を願い出たときは、学期の始めに限り、審査のうえ学長がこれを許可することがある。ただし、最長在学年限の上限に達した者並びに再入学後に退学、除籍となった者は再入学できない。

第36条 他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、指導教員を経て学長の許可を得るものとする。

第37条 他の大学院生が本専門職大学院に転学を希望するときは、学生収容定員に余裕のある場合に限り選考のうえ学長がこれを許可することがある。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条の最長在学年限にして修了できない者
- (2) 学費の滞納が3か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3か月以上連続欠席した者
- (4) 休学期間が通算3か年を超えて復学できない者
- (5) 死亡した者

第6章 賞 罰

第39条 本章に関する事項は、昭和女子大学学則を準用する。

第7章 授業料等

第40条 学生の納入金は、単位授業料、基礎授業料とする。

2 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。

3 各納入金は、次の2期に分納する。

前期 : 5月31日まで

後期 : 11月30日まで

4 納期に納入できないときは、延納願を提出して許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、所定の納入日の翌月末日を超えない範囲とする。

5 休学の場合は次のとおりとする。

- (1) 学期の始めから休学する場合(入学と同時に休学を開始する場合を除く。)は、当該学期の納入金を免除し、在籍料として別表(2)に定める額を納入するものとする。
- (2) 入学と同時に休学を開始する場合は、すでに納めた納入金は返金しない。

(3) 学期の途中から休学する場合は、当該学期の納入金を納めなければならない。

第41条 学業優秀にして、志操堅固な者には、一定の学資を給付又は貸与することができる。

2 学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

第42条 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

第8章 教員組織並びに運営

第43条 本専門職大学院の授業科目の担当並びに研究指導等の教員は、昭和女子大学の教授の中から学長が委嘱する。ただし、必要ある場合は、昭和女子大学の教授以外から委嘱することがある。

第44条 本専門職大学院の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第45条 学生の入学、修了及び学位の授与のほか、研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第46条 本学則の細則は、別に定める。

第47条 本学則は、変更の必要性がある場合、内容を変更することができる。

附 則 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(1)
福祉共創マネジメント専攻

学則					
授業科目		単位		備考	
基礎科目	福祉共創社会論	1	1	前後期同一内容	
	研究方法概論	1	1	前後期同一内容	
	福祉サービスマネジメント概論	①	①	前後期同一内容	
	経営管理概論	①	①	前後期同一内容	
	消費者志向経営概論	①	①	前後期同一内容	
発展・応用科目	理論	社会保障政策論	②		
		医療・福祉法制度論	②	②	前後期同一内容
		ジェンダーと社会政策		②	
		ワークライフキャリア論		②	
		生活福祉経営研究	②	②	
		保健医療福祉研究	②	②	
		児童家庭福祉研究	②	②	
		地域福祉研究	②	②	
		組織行動論	②		
		労働とジェンダー		②	
		持続可能性と公共政策		②	
		消費者政策論	②		
		公共政策論	②		
		日本経済システム論		②	
	現代生活経営研究	②	②		
	CSR論		②		
	実践的手法	スーパービジョン研究	②	②	
		ソーシャル・イノベーション論		②	
		地域資源開発論	②		
		対人関係構築論	②		
		臨床倫理と実践		②	
		データサイエンス		②	
		消費者教育	②		
		消費生活経済学	②		
		福祉サービスマネジメント	①	①	前後期同一内容
		保育実践・経営論	②		
		リーダーシップ論	②		
		会計学	②		
		消費者志向経営論	②		
		消費者の安全		②	
		ソーシャルビジネス論		②	
		組織のリスク・マネジメント	②		
マーケティング戦略論			②		
起業と組織		②			
科 研 目 究	福祉共創マネジメント研究	4	4		
計		92			

■修了要件

学生は、所定の年限在学し30単位以上修得するほか、課題研究報告書又は修士論文を提出して合格判定を得ること。

1) 基礎科目:「福祉共創社会論」(1単位)、「研究方法概論」(1単位)を必修とする。「福祉サービスマネジメント概論」「経営管理概論」「消費者志向経営概論」(各1単位)の中から1科目選択必修とする。

2) 発展・応用科目:理論と実践的手法から19単位以上を選択科目として履修する。

3) 研究科目:「福祉共創マネジメント研究」(8単位)を必修とする。

4) その他、生活機構研究科福祉社会研究専攻開設の講義科目(演習科目を除く)を選択科目として履修することができる。

■履修の方法

学生は、修了要件を充足するように履修すること。なお、「発展・応用科目」は身に付けたい力に応じて系列を跨いで履修することができる。

別表(2)

[2023 年度(令和 5 年度)の入学者] 福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻

(単位:円)

	入学金	基礎授業料 (半年分)	単位授業料
福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻	100,000	100,000	45,000/単位

- (注) 1. 本学出身者の入学金は 0 円とする。
 2. 基礎授業料、単位授業料は物価等の上昇に見合うスライド制とし、年度毎に定める。
 3. 単位授業料は学期ごとに履修登録した単位分を納入する。基礎授業料は 2 年目以降も在籍する場合は表に定める金額を納入する。
 4. 休学時の在籍料は、半年分 90,000 円とする。
 5. 修了年次後期に、光葉同窓会費 20,000 円を納入する。(本学出身者を除く)

大学院委員会規程

- 第 1 条 この規程は、大学組織及び分掌規程第 2 9 条並びに昭和女子大学大学院学則第 4 6 条第 2 項及び昭和女子大学専門職大学院学則第 4 4 条第 2 項の規定に基づき、大学院委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
- 第 2 条 委員会は、学長、副学長、研究科長及び学部長で構成する。
2 議長は、必要に応じて他の教職員等を参加させることができる。
- 第 3 条 委員会は、学長が招集し、議長となる。
2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した副学長が、その職務を代行する。
- 第 4 条 委員会は、随時開催する。
- 第 5 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 第 6 条 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 7 条 委員会は、次の事項を審議する。
(1) 大学院の学生の入学に関する事項
(2) 大学院の学生の課程の修了及び学位の授与に関する事項
(3) 大学院の教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
(4) 研究科教授会から報告された事項
(5) その他必要と認める事項
- 第 8 条 重要決議事項は、大学部局長会と協議する。
- 第 9 条 委員会の事務は、教学支援センター研究支援課において処理する。
- 第 10 条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行し、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 21 日に改定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

[規程 改廃の条文追加]

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴う幹事の部署名変更]

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。[学校教育法改正に伴う条文の改定]

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴う幹事の変更]

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。[委員会構成員及び事務の変更]

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。[学則変更に伴う条文整備]

この規程は、令和5年4月1日から施行する。[専門職大学院設置に伴う条文の改定]

大学院研究科教授会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大学組織及び分掌規程第 29 条並びに昭和女子大学大学院学則第 47 条第 2 項及び昭和女子大学専門職大学院学則第 45 条第 2 項の規定に基づき、大学院研究科教授会（以下「教授会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成員)

第 2 条 教授会は、当該研究科の授業科目を担当する専任教授及び准教授をもって構成する。ただし、博士後期課程に係わる事項を審議するときは、博士後期課程を担当する教授をもって構成する。

2 議長は、必要に応じて他の教職員等を参加させることができる。

(代議員会)

第 3 条 教授会は、教授会の議により、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 代議員会は、研究科長、専攻主任、研究科長が指名する者をもって構成する。ただし、博士後期課程に係わる事項を審議するときは、研究科長、博士後期課程の専攻の専攻主任、研究科長が指名する者をもって構成する。

3 議長は、必要に応じて他の教職員等を参加させることができる。

4 教授会は、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

5 代議員会の運営は教授会に準じて行う。

(会の招集・議長)

第 4 条 教授会は、研究科長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した専攻主任が、その職務を代行する。

(開催)

第 5 条 教授会は、議長が必要に応じ、随時開催する。

(定足数)

第 6 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第 7 条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第 8 条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとす

る。

(1) 研究科の学生の入学に関する事項

(2) 研究科の学生の課程の修了及び学位の授与に関する事項

(3) 研究科の教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

(報告)

第 9 条 教授会の重要な審議事項は、大学院委員会に上申する。

(議事の特例)

第 10 条 第 5 条の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、書面またはメールにより議事を開き、議決することができる。

2 前項の議決については、第 7 条を準用する。

(幹事)

第 11 条 教授会の事務を処理するため、幹事 1 人を置く。

2 幹事は、教学支援センター長を充て、必要に応じて研究支援課長に代行させることができる。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附則 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行し、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 5 月 28 日に改定し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。[幹事の改定]

平成 21 年 5 月 28 日理事会決定

この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。[規程改廃の条文追加]

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴う幹事の部署名変更]

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。[学校教育法改正に伴う条文の改定]

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴う幹事の変更]

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。[代議員会、議事の特例の条文追加]

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。[専門職大学院設置に伴う条文の改定]